

北九州市公報

発 行 所
北九州市小倉北区内 1 番 1 号
北 九 州 市 役 所

目 次

◇ 規 則

ページ

- 北九州市農業委員会の設置に関する規則を廃止する等の規則【産業経済局農林水産部農林課】 3

◇ 告 示

- 一般廃棄物処理施設の設置の許可申請【環境局循環社会推進部施設課】 5
- 産業廃棄物処理施設の設置の許可申請【環境局環境監視部産業廃棄物対策課】 7

本号で公布された条例等のあらまし

◇北九州市農業委員会の設置に関する規則を廃止する等の規則

- 1 北九州市東部農業委員会及び北九州市西部農業委員会を廃止するため、北九州市農業委員会の設置に関する規則を廃止することにしました。
 - 2 北九州市東部農業委員会及び北九州市西部農業委員会の廃止等に伴い、次に掲げる規則について、規定の整備を行うことにしました。
 - (1) 北九州市次世代育成支援対策推進法の特定事業主等を定める規則
 - (2) 北九州市女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則
- この規則は、令和2年7月18日から施行することにしました。

北九州市農業委員会の設置に関する規則を廃止する等の規則をここに公布する。

令和元年6月24日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第6号

北九州市農業委員会の設置に関する規則を廃止する等の規則

(北九州市農業委員会の設置に関する規則の廃止)

第1条 北九州市農業委員会の設置に関する規則(平成5年北九州市規則第33号)は、廃止する。

(北九州市次世代育成支援対策推進法の特定事業主等を定める規則の一部改正)

第2条 北九州市次世代育成支援対策推進法の特定事業主等を定める規則(平成17年北九州市規則第18号)の一部を次のように改正する。

本則の表中

北九州市東部農業委員会	北九州市東部農業委員会が任命する職員	を
北九州市西部農業委員会	北九州市西部農業委員会が任命する職員	

北九州市農業委員会	北九州市農業委員会が任命する職員	に
-----------	------------------	---

改める。

(北九州市女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則の一部改正)

第3条 北九州市女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則(平成28年北九州市規則第15号)の一部を次のように改正する。

本則の表中

北九州市東部農業委員会	北九州市東部農業委員会が任命する職員	を
北九州市西部農業委員会	北九州市西部農業委員会が任命する職員	

北九州市農業委員会	北九州市農業委員会が任命する職員	に
-----------	------------------	---

改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和2年7月18日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前に第1条の規定により廃止された北九州市農業委員会の設置に関する規則第1条の規定に基づき設置された北九州市東部農業委員会及び北九州市西部農業委員会が行った許可、審査、許可の取消しその他の行為は、この規則の施行の日以後は、それぞれ北九州市農業委員会が行った許可、審査、許可の取消しその他の行為とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に第1条の規定により廃止された北九州市農業委員会の設置に関する規則第1条の規定に基づき設置された北九州市東部農業委員会及び北九州市西部農業委員会に対してされている申請、届出その他の行為は、この規則の施行の日以後は、それぞれ北九州市農業委員会に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

北九州市告示第 6 3 号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 4 5 年法律第 1 3 7 号）第 8 条第 1 項の規定による一般廃棄物処理施設の設置の許可申請があったので、同条第 4 項の規定により次のとおり告示し、申請書及び同条第 3 項の書類を公衆の縦覧に供する。

なお、当該一般廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 2 週間を経過する日までに、北九州市長に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

令和元年 6 月 2 4 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 申請者

神戸市東灘区魚崎浜町 2 1 番地
アサヒプリテック株式会社
代表取締役 中西広幸

2 一般廃棄物処理施設の設置の場所

北九州市若松区響町一丁目 1 1 1 番 2

3 一般廃棄物処理施設の種類

ごみ処理施設（焼却施設）

4 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類

汚泥、廃油、廃液、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず及び感染性一般廃棄物

5 申請年月日

令和元年 6 月 1 0 日

6 縦覧場所

北九州市小倉北区城内 1 番 1 号
北九州市環境局循環社会推進部施設課

7 縦覧期間

令和元年 6 月 2 4 日から同年 7 月 2 4 日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日を除く。）の毎日午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで

8 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を令和元年 8 月 7 日までに、上記閲覧場所に到着するように提出すること。

（1） 意見を提出する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、

その代表者の氏名

- (2) 申請者
- (3) 一般廃棄物処理施設の設置の場所
- (4) 一般廃棄物処理施設の種類
- (5) 生活環境の保全上の見地からの意見

北九州市告示第 6 4 号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 4 5 年法律第 1 3 7 号）第 1 5 条第 1 項の規定による産業廃棄物処理施設の設置の許可申請があったので、同条第 4 項の規定により次のとおり告示し、申請書及び同条第 3 項の書類を公衆の縦覧に供する。

なお、当該産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 2 週間を経過する日までに、北九州市長に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

令和元年 6 月 2 4 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 申請者

神戸市東灘区魚崎浜町 2 1 番地

アサヒプリテック株式会社

代表取締役 中西広幸

2 産業廃棄物処理施設の設置の場所

北九州市若松区響町一丁目 1 1 1 番 2

3 産業廃棄物処理施設の種類

汚泥の焼却施設、廃油の焼却施設、廃プラスチック類の焼却施設及び産業廃棄物の焼却施設

4 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物及びゴムくず

5 申請年月日

令和元年 6 月 6 日

6 縦覧場所

北九州市小倉北区城内 1 番 1 号

北九州市環境局環境監視部産業廃棄物対策課

7 縦覧期間

令和元年 6 月 2 4 日から同年 7 月 2 4 日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日を除く。）の毎日午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで

8 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を令和元年 8 月 7 日までに、上記閲覧場所に到着するように提出すること。

（1） 意見を提出する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、

その代表者の氏名

- (2) 申請者
- (3) 産業廃棄物処理施設の設置の場所
- (4) 産業廃棄物処理施設の種類
- (5) 生活環境の保全上の見地からの意見